

平成24年度

スポーツ振興基金助成金

(選手・指導者スポーツ活動助成)

交付決定手続きの手引



スポーツ振興基金

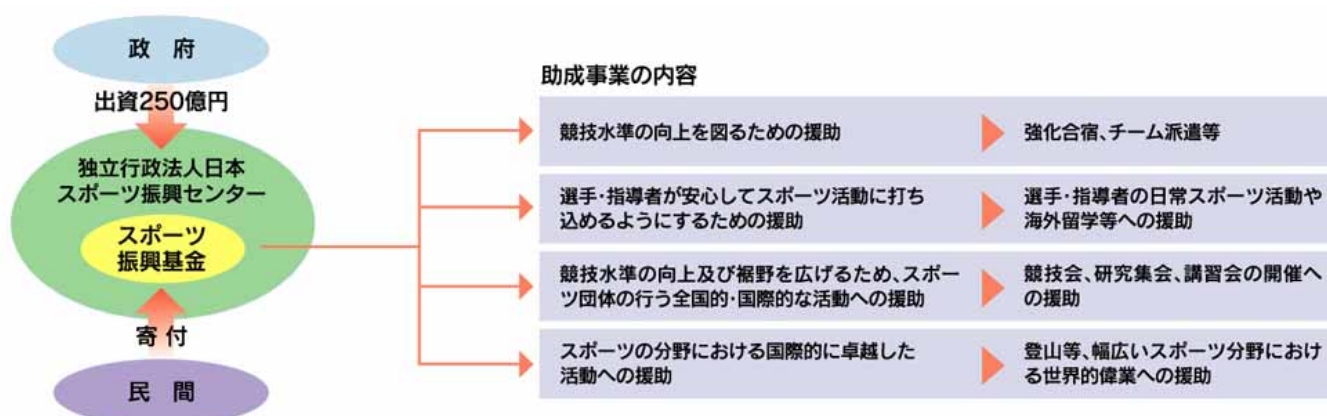
平成24年2月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興基金助成金について

スポーツは、国民の心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものです。特に、我が国の国際的な競技水準の向上を期して、選手や指導者が安心してスポーツ活動に打ち込めるようにするとともに、スポーツの裾野を拡大するための施策を講じることは、国民のスポーツに対する意欲や興味を喚起し、広く我が国のスポーツの普及・振興を図る上で大きな意義を有しています。

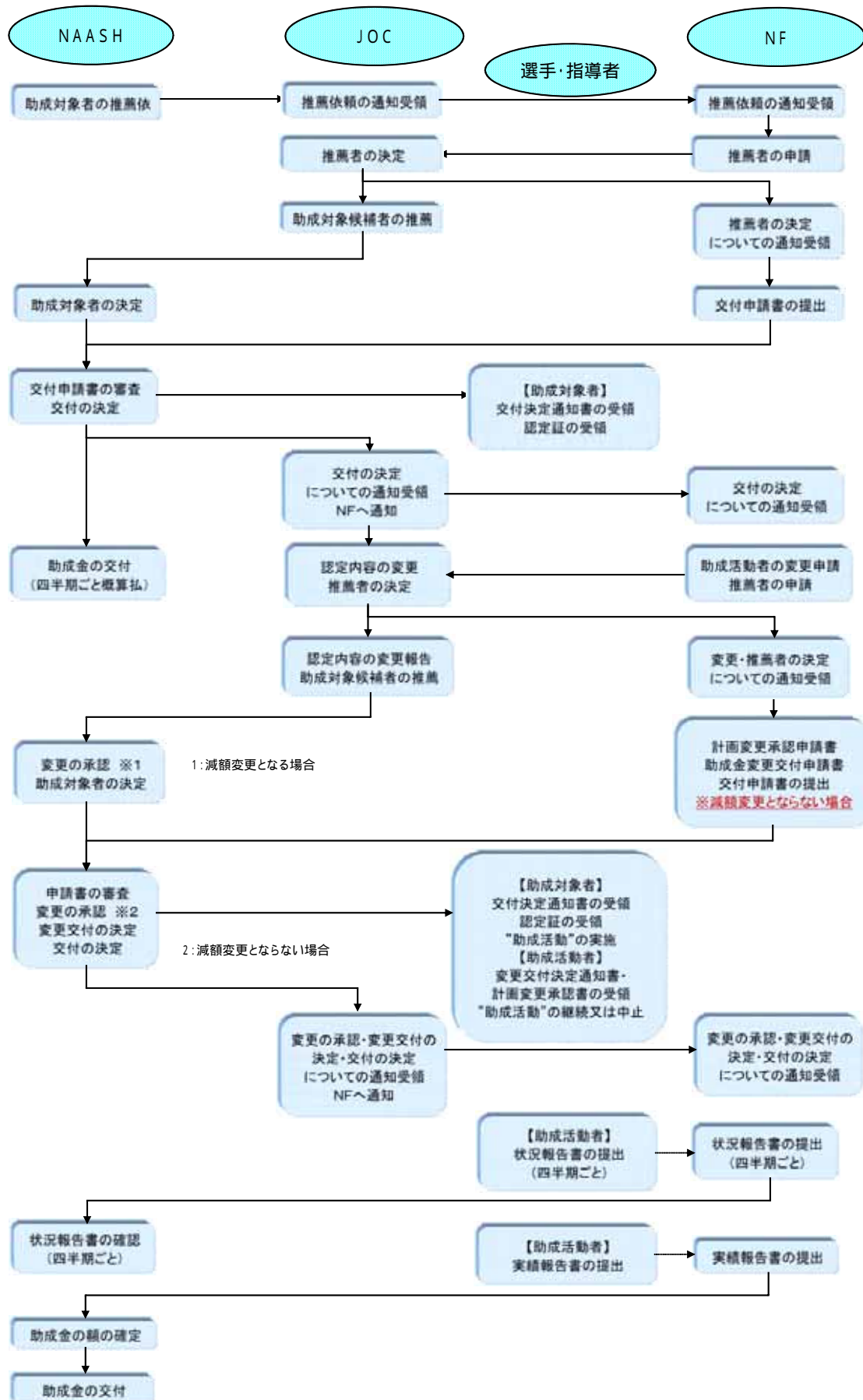
このため、政府は平成2年度補正予算から250億円を出資し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの前身である日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設置しました。これに民間からの寄附金約44億円を合わせて基金の拡充を図り、合計約294億円を原資に、その運用益により、スポーツ団体、選手・指導者等が行う各種スポーツ活動に対して助成を行うこととしています。



目 次

1	事務手続きの流れ ～ 推薦から助成金の額の確定まで～	3
2	平成24年度スポーツ振興基金助成金交付対象活動の募集について 助成対象者、助成区分、助成活動区分、助成金の額 助成対象活動の実施期間 助成対象とならない活動等	6 6 6
3	申請手続き及び結果の通知について 推薦書及び交付申請書の提出方法及び提出期限 交付の決定	7 8
4	助成活動を実施する上での留意事項等 助成金の経理 助成金の額の確定 助成金の交付（支払） 交付の変更申請書類 活動状況報告書及び実績報告書	8 8 8 9 10
5	助成活動となる要件、助成対象経費及び助成金の額の算定方法等 選手・指導者スポーツ活動助成	11

1 事務手続きの流れ（募集から助成金の額の確定まで）



時期につきましては、審査の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

時 期	事 項	内 容
2月 5月	助成対象者の推薦 依頼 助成対象候補者の 推薦 交付申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ N A A S Hは、 J O Cに助成対象者の推薦を依頼します。 ・ J O Cは、関係競技団体の申請に基づき、推薦者を決定し、<u>5月31日(木)までに</u>、所定の推薦書類を提出します。 ・ 当該競技団体は、 J O Cから推薦者決定の通知を受けたときは、助成対象者から所定の交付申請書類を提出させ、<u>5月31日(木)までに</u>、とりまとめて N A A S Hに提出します。
6月	助成対象者の決定 交付申請書の審査 交付の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ N A A S Hは、提出された推薦書に基づき、助成対象者、助成対象期間、助成対象経費の上限額を決定します。 ・ N A A S Hは、提出された交付申請書について、助成対象活動の要件に合致しているかどうかの書類審査を行います。 ・ N A A S Hは、審査結果に基づき、交付の決定を行い、助成対象者に対し、交付決定通知書及び認定証を送付します。 なお、 J O Cに対しても、交付の決定について通知します。 ・ J O Cは、 の通知に基づき、当該競技団体に交付の決定について通知します。
半期 ごと	助成金の概算払	<ul style="list-style-type: none"> ・ N A A S Hは、日常スポーツ活動は四半期ごと(7月末、10月末、1月末)、海外研さん活動及び能力育成教育は7月末に概算払を行います。海外研さん活動及び能力育成教育は交付決定額の半額を概算払いします。
四半期 ごと	認定内容の変更 報告 推薦者の決定 計画変更承認申請 書、変更交付申請 書及び交付申請書 の提出 助成対象者の決定 申請書の審査 変更・交付の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ J O Cは、四半期ごとに認定内容を見直し、変更をした場合は(それぞれ7月末、10月末、1月末までに) N A A S Hに報告します。また、助成の対象となる候補者を新たに認定したときは、当該競技団体の申請に基づき、推薦者を決定し、所定の推薦書類を提出します。 ・ 当該競技団体は、 J O Cから変更及び推薦者決定の通知を受けたときは助成活動者(助成金の減額変更となるもの及び担当選手に変更がない指導者を除く。)及び助成対象者から所定の計画変更承認申請書類、変更交付申請書類及び交付申請書類を提出させ、(それぞれ7月末、10月末、1月末までに)とりまとめて N A A S Hに提出します。 ・ N A A S Hは、 の報告及び推薦書類に基づき、変更の承認及び助成対象者、助成対象期間、助成対象経費の上限額を決定します。 ・ N A A S Hは、提出された計画変更承認申請書、変更交付申請書及び交付申請書について、助成対象活動の要件に合致しているかどうかの書類審査を行います。 ・ N A A S Hは、審査結果に基づき、変更・交付の決定を行い、

<p>不定期 活動計画 期間内</p>		<p>(変更報告)</p>	<p>助成活動者に対しては計画変更承認書又は変更交付決定通知書、助成対象者に対しては交付決定通知書及び認定証を送付します。また、内容が減額変更の場合は、当該助成活動者に変更交付決定通知書を送付します。</p> <p>なお、JOCに対しても、変更・交付の決定について通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JOCは、 の通知に基づき、当該競技団体に変更・交付の決定について通知します。 ・ 当該競技団体は、助成対象者の引退等に伴い、認定の内容を変更する事由が発生した場合は、JOCに報告します。 ・ JOCは、当該競技団体からの報告に基づき、NAASHに認定内容の変更について報告します。 ・ NAASHは、JOCからの報告に基づき、変更を決定し、変更交付決定通知書を当該助成活動者に送付するとともに、JOCにその旨通知します。 ・ JOCは、変更の決定についての通知に基づき、当該競技団体にその旨通知します。
<p>四半期 ごと</p>		<p>状況報告書の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該競技団体は、日常スポーツ活動については四半期ごとに（各四半期終了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに）助成対象者から状況報告書を提出させ、とりまとめてNAASHに提出します。能力育成教育については、半期ごと（各半期終了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに）とします。
<p>4月 又は活動 完了後3 0日以内</p>		<p>実績報告書の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成活動が完了した助成活動者は、活動の完了から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに助成活動実績報告書を提出します。
<p>4月末</p>		<p>助成金の額の確定 助成金の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NAASHは、実績報告書等の書類の審査等を行い、助成金の額の確定を行い、助成金の額の確定通知書を送付します。 ・ NAASHは、助成活動者に助成金（未払額）を交付します。

2 平成24年度スポーツ振興基金助成金交付対象活動の募集について

助成対象者 交付実施要領第3条

助成の対象となる者とは、JOCから推薦のあった選手及び指導者等とします。
ただし、日常スポーツ活動におけるエリートA及びエリートBの専任強化スタッフについては、当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限ります。

助成区分、助成活動区分、助成対象者、助成金の額

助成区分	助成活動区分	助成対象者	助成金の額	助成金の額の上限額等
選手・指導者 スポーツ活動 助成	日常スポーツ活動	JOCにおいて関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手(エリートA、B、ユースエリート)及びその指導者等	定額	エリートA 200,000円/月 エリートB 100,000円/月 ユースエリート 50,000円/月 エリートA、エリートBのスタッフ 100,000円/月
	海外研さん活動		助成対象経費の 基準等により 算定した額	
	能力育成教育	JOCにおいて関係競技団体と協議の上、推薦のあった次の者 1 エリートA、エリートB又はユースエリートに認定された選手 2 1の選手であった者 3 スポーツ功労者顕彰(文部科学大臣)等の受章者 4 その他、理事長が1から3までと同等と認めた者	定額	大学・大学院(修士) 160,000円/月 大学院(博士) 180,000円/月 大学院(専門職学位) 200,000円/月 短大・高専・専修学校 140,000円/月

助成対象活動の実施期間 交付要綱第2条第4項

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間に実施するものとします。
 平成24年3月31日以前の経費は、原則、助成対象経費となりません。

助成対象とならない活動 交付要綱第22条、交付実施要領第5条第2項

助成対象活動が、次に掲げる活動である場合は助成対象活動となりません。

- ア スポーツの振興を目的とする国費(国費を財源とする資金を含む。)を活用しようとする活動
- イ スポーツ振興くじ助成金又は公営競技等の収益等による補助金若しくは助成金を活用しようとする活動

助成活動を実施する際の条件等

助成活動の公開等 交付要綱第24条

N A A S Hは、助成活動の実施結果等について、不開示情報を除き、ホームページ等に公開し

ます。

なお、提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

また、助成金交付手続きに必要な書類に含まれる個人情報については、当該審査業務以外の用途に使用いたしません。

3 申請手続きおよび結果の通知について

推薦書及び交付申請書の提出方法及び提出期限

(1) 推薦書の提出方法及び提出期限（JOC）

JOCは、NAASHからの助成対象者の推薦依頼の通知に基づき、関係競技団体と協議の上、助成対象候補者の推薦書類及び を作成し、郵送及びメールにより提出してください。

【提出書類】

推薦書（様式1）

推薦者及び認定内容変更者一覧（様式2）

推薦調書（海外研さん活動）（様式3）

推薦調書（能力育成教育）（様式4）

【提出先】

<送信用メールアドレス>

jyosei-shinsa@naash.go.jp

<郵送書類提出先>

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 助成課

【提出期限】

平成24年 5月31日（木）必着

(2) 交付申請書の提出方法及び提出期限（関係競技団体）

助成対象者が所属する競技団体（NF）は、JOCから推薦者決定の通知があったときは、助成対象者から助成金の交付を受けるため申請に係る提出書類 ～ を提出させ、所属競技団体（NF）の長において事業計画書の内容について承認を行った上で、NAASHに郵送により提出してください。NAASHの定める書類については、NAASHのホームページからダウンロードをして作成してください。

【提出書類】

助成金交付申請書（実施要領別記様式第1）

助成活動計画書（実施要領別記様式第1 別紙2-3～5）

助成金概算払申請書（実施要領別記様式第7）

銀行振込依頼書

助成対象者本人名義以外の口座に振込を行う場合は委任状が必要です。（様式は任意）

【提出先】

<郵送書類提出先>

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 助成課

封筒に「基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）交付申請書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

【提出期限】

平成24年 5月31日（木）必着

<お問合せ先>

問い合わせ内容	担当係	電話番号
助成制度及び規程等に関すること	助成課企画係	03 5410 - 9180
選手・指導者スポーツ活動助成の書類審査に関すること	助成課審査第二係	03 - 5410 - 9150

交付の決定

申請された活動については、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、助成する活動及び交付する助成金の額を決定します。助成金の交付の決定は、助成財源の範囲内で行いますので、交付の決定に至らない又は申請額から減額して交付の決定を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、交付申請活動の採否については、文書により通知します。審査手続期間中の採否に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

4 助成活動を実施する上での留意事項等

助成金の経理

交付要綱第22条、交付実施要領第12条

助成活動者は、支出額について、その支出内容を証する書類を整備して収支簿とともに助成活動の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存する必要があります。

助成金の額の確定

助成活動者は、助成活動完了後30日以内又は翌年度の4月10日のどちらか早い日までに「助成活動実績報告書」を提出いただくこととなります。

N A A S Hは、実績報告書の審査等を行い、助成金の額を確定することとなります。

なお、助成金の額は、額の確定の際、活動の収支や額の確定に係る審査の状況などにより、減額又は取消となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

助成金の交付（支払）

助成金の交付（支払）は、活動完了後に提出される実績報告書を審査のうえ、助成金の額の確定後に行います。（支払は銀行振込となります。）

ただし、助成金の交付決定後、四半期ごと（7月末、10月末、1月末）に四半期分の助成

金の概算払いを行います。

この場合、概算払により受領した助成金に発生した預金利息は、助成事業の収入となります。

なお、助成金の額の確定後、既に交付（概算払）した助成金に差異（過不足）が生じた場合は、助成金の返還又は未交付額の交付を行うこととなります。

また、助成金の返還となった場合は、助成金の額の確定日（返還命令日）から20日以内に返還命令額を納付していただくこととなります。（納付期限を超過した場合は、延滞金が発生します。）

交付の変更申請書類

（1）変更の報告及び推薦書の提出方法及び提出期限（**JOC**）

JOCは助成活動者の認定内容を変更した場合及び助成の対象となる候補者を新たに認定した場合は、関係競技団体と協議の上、認定内容変更及び推薦に係る書類及びを作成し、郵送及びメールにより提出してください。

認定内容については、原則四半期ごとに見直し、新たに認定する場合も原則四半期ごとに推薦するものとします。

【提出書類】

推薦書及び認定内容変更承認申請書（様式1 認定内容変更承認申請書は任意）

推薦者及び認定内容変更者一覧（様式2）

【提出先】

<送信用メールアドレス>

jyosei-shinsa@naash.go.jp

<郵送書類提出先>

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 助成課

【提出期限】

第2四半期分：平成24年7月31日（火）必着

第3四半期分：平成24年10月31日（水）必着

第4四半期分：平成25年1月31日（木）必着

助成活動者の引退等により認定の内容を変更する事由が発生した場合は、当該事由が発生した日から30日以内に提出するものとします。

（2）変更交付申請書の提出方法及び提出期限（**関係競技団体**）

JOCから認定内容の変更及び推薦者の決定について通知を受けた後、助成活動者から計画変更承認申請及び変更交付申請に係る提出書類～（新たに交付申請する助成対象者については、（2）2）の交付申請に係る提出書類～）を提出させ、所属競技団体（NF）の長の承認を得た上で、NAASHに提出してください。

変更交付申請書類は、郵送により提出してください。NAASHの定める書類については、NAASHのホームページからダウンロードをして作成してください。

助成金額が減額となる者及び担当選手が変更とならない指導者の提出は不要です。

【提出書類】

『助成金額が増額となる者』

変更交付申請書（実施要領別記様式第14）

助成活動計画書 (実施要領別記様式第14 別紙1-1~3)

助成金概算払申請書 (実施要領別記様式第7)

『助成金額が変更にならない者(担当選手が変更となる指導者。)]

計画変更承認申請書 (実施要領別記様式第4)

助成活動計画書 (実施要領別記様式第14 別紙1-1~3に準ずる。)

【提出先】

<郵送書類提出先>

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 助成課

封筒に「基金助成金(選手・指導者スポーツ活動助成)変更交付申請書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

【提出期限】

第2四半期分：平成24年 7月31日(火)必着

第3四半期分：平成24年10月31日(木)必着

第4四半期分：平成25年 1月31日(木)必着

活動状況報告書及び実績報告書

(1) 活動状況報告書の提出方法及び提出期限(関係競技団体)

関係競技団体は、日常スポーツ活動については四半期ごとに(各四半期終了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに)、能力育成教育については半期ごと(上半期については上半期終了後30日以内、下半期については翌年度の4月10日までに)、助成対象者から活動状況報告書(日常スポーツ活動は実施要領別記様式第15、能力育成教育は実施要領別記様式第16)を提出させ、所属競技団体(NF)の長の承認を得た上で、郵送により提出してください。

また、海外研さん活動については第2四半期終了後に、日常スポーツ活動の活動状況報告書に加え、活動時の写真とともに活動の状況レポート(様式は別途定める。)を提出してください。提出された写真及びレポートは、ホームページ等に公開します。

なお、N A A S Hの定める書類については、N A A S Hのホームページからダウンロードをして作成してください。

【提出先】

<郵送書類提出先>

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 助成課

封筒に「基金助成金(選手・指導者スポーツ活動助成)活動状況報告書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

(2) 実績報告書の提出方法及び提出期限(関係競技団体)

関係競技団体は、助成活動が完了した助成活動者から、助成活動実績報告書類 ~ を提出させ、所属競技団体(NF)の長の承認を得た上で、活動の完了から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、郵送により提出してください。N A A S Hの定める書

類については、N A A S Hのホームページからダウンロードをして作成してください。

【提出書類】

助成活動実績報告書 （実施要領別記様式第9）

助成活動報告書 （実施要領別記様式第9 別紙1 - 3 ~ 5）

収支計算書 （実施要領別記様式第9 別紙2） 海外研さん活動のみ

証拠書類 海外研さん活動のみ

【提出先】

< 郵送書類提出先 >

〒160 - 0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 助成課

封筒に「基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）実績報告書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

5 . 助成活動となる要件、助成対象経費及び助成金の額の算定方法等

選手・指導者スポーツ活動助成

選手・指導者スポーツ活動助成は、オリンピック日本代表選手等我が国における優秀な選手及びその指導者等が行うスポーツ活動等に対して助成を行うことにより、安んじてスポーツ活動に打ち込めるようにすることを目的としています。

具体的には、次に掲げる活動を募集します。

(1) 助成対象活動

助成の対象となる活動は、次に掲げる活動とします。

ア 日常スポーツ活動

選手及びその指導者等が競技技術の向上を図るために自ら計画的に行う日常のスポーツ活動

イ 海外研さん活動

選手及びその指導者等が競技技術の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動

ウ 能力育成教育

選手又は選手であった者が将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める大学、高等専門学校及び同法第124条に定める専修学校における教育）

(2) 助成対象者

助成の対象となる者は、JOCにおいて関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手及び指導者等とし、次に掲げる者とします。

ア 日常スポーツ活動

JOCが行うアスリートプログラムにより認定されたオリンピック強化選手のうち、JOCが別に定める基準によりエリートA、エリートB又はユースエリートに認定された選手及びエリートA又はエリートBの専任強化スタッフ（当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。以下同じ。）

推薦によるエリートB及びユースエリートの人数は下記のとおりとします。

- ・エリートB 推薦 100名
- ・ユースエリート 200名

推薦の補充については別記に定めるとおりです。

エリートA及びエリートBのスタッフの人数は選手1名につき、下記のとおりとします。

・エリートAのスタッフ

個人競技（個人種目）：1選手につき2名

個人競技（団体種目）：1団体につき1名

チーム競技：1チームにつき3名

・エリートBのスタッフ

個人競技（個人種目）：1選手につき1名

個人競技（団体種目）：1団体につき1名

チーム競技：1チームにつき3名
 団体種目及びチーム競技の認定の取扱いについては別表に定めるとおりです。

イ 海外研さん活動

- (ア) JOCが行うアスリートプログラムにより認定されたオリンピック強化選手のうち、JOCが別に定める基準によりエリートA、エリートB又はユースエリートに認定された選手及びエリートA又はエリートBの専任強化スタッフ（当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。以下同じ。）
- (イ)(ア)以外で、JOCが特に推薦するJOCが認定した強化スタッフ
- (ウ)海外研さん活動の人数は、JOC及び関係競技団体と協議の上決定した範囲内とします。
 なお、必要に応じて、推薦者に推薦順位を付してください。

ウ 能力育成教育

- (ア) JOCが行うアスリートプログラムにより認定されたオリンピック強化選手のうち、JOCが別に定める基準によりエリートA若しくはエリートBに認定された選手又は選手であった者（JOCがアスリートプログラムを実施する以前においては、エリートA又はエリートBをそれぞれ特別強化指定選手A又は特別強化指定選手Bに読み替えるものとする。）
- (イ) 次のいずれかの規程又は要項に基づく顕彰又は表彰を受けた選手又は選手であった者
 - 1) スポーツ功労者顕彰規程（昭和43年11月14日文科大臣裁定）
 - 2) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成6年文部省令第2号）
 - 3) オリンピック競技大会入賞者等表彰要項（平成4年8月10日文科大臣裁定）
 - 4) 国際競技大会優秀者等表彰要項（平成9年9月3日文科大臣裁定）
- (ウ)(ア)及び(イ)以外で、特に優れた成績を収めた者と理事長が認めた者
- (エ) 能力育成教育の人数は、JOC及び関係競技団体と協議の上決定した範囲内とします。
 なお、必要に応じて、推薦者に推薦順位を付してください。

なお、以下に該当する者は原則対象者とはなりません。

別途国庫補助等による助成を受けている選手及びスタッフ（例：ナショナルコーチ、アシスタントナショナルコーチ、専任コーチングディレクター（トップアスリート担当、ジュニアアスリート担当、NTC担当）、専任メディカルスタッフ、専任情報科学スタッフ等）

NAASHの広報活動等に協力できない選手及びスタッフ（所属競技団体の規定やスポンサー等との契約等により協力できない場合は個別にお問い合わせください。）

(3) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次の表に定めるとおりとする。

助成区分	助成対象活動	助成対象者	助成対象経費
選手・指導者 活動助成	日常スポーツ活動	JOCにおいて関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手及	諸謝金、旅費、借料及び損料、スポーツ用具費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、その他助成活動を行うために直接必要な経費

	海外研さん活動	び指導者等	旅費、渡航費、滞在費、その他助成活動を行うために直接必要な経費
	能力育成教育		諸謝金、旅費、借料及び損料、スポーツ用具費、備品費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、その他助成活動を行うために直接必要な経費

(4) 助成金の額

助成金の額は、定額（千円未満切捨て）とし、助成金の額の上限額は次に定めるとおりとする。なお、助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が、支出総額を上回るときは、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

ア 日常スポーツ活動

助成対象経費の合計額は、次の表に掲げる額を限度とします。

認定区分		助成対象経費限度額
選手	エリートA	2,400千円（200千円×12月）
	エリートB	1,200千円（100千円×12月）
	ユースエリート	600千円（50千円×12月）
エリートA又はエリートBの専任強化スタッフ		1,200千円（100千円×12月）

イ 海外研さん活動

助成金の額は、スポーツ振興基金助成金実施要領の「助成対象経費の基準等」により算定した額とします。

ウ 能力育成教育

助成対象経費は、次の表に掲げる額を限度とします。

履修教育機関	助成対象経費限度額
大学・大学院（修士）	1,920千円（160千円×12ヶ月）
大学院（博士）	2,160千円（180千円×12ヶ月）
大学院（専門職学位）	2,400千円（200千円×12ヶ月）
短期大学、高等専門学校、専修学校	1,680千円（140千円×12ヶ月）

(5) その他

- 1) 日常スポーツ活動に対する助成金は、日々のスポーツ活動に対する実費弁償的な性格をもつものとして、非課税扱いとなっています。また、日々の支出に関しては、交付申請時の資金計画と四半期ごとの報告書をもって証拠書類に代えることとし、領収証等のN A A S Hへの提出は必要ありません。しかしながら、助成金の支出に当たっては、公的資金であることの自覚を持ち、明朗かつ効率的となるように心掛けてください。
- 2) エリートA及びエリートBに一度認定された選手(推薦枠でエリートBに認定された選手を含む。)を、ユースエリートとして推薦することはできません。
- 3) ユースエリート及び推薦枠でエリートBに認定された選手は、同一年度内において変更することはできません。
- 4) 過去にユースエリートとして認定された選手及び認定が2年を超える選手を、再度ユースエリートとして推薦することは原則不可とします。
- 5) チーム競技において、引退する選手が発生した場合、対象人数の枠内で新たな選手を推薦することができます。
- 6) ユースエリート及びエリートB推薦の選手昇格による推薦者の補充については、別記1に定めるとおりです。

別記 1

選手・指導者スポーツ活動助成における選手の昇格による推薦者の補充について

(1) ユースエリートとして認定されていた選手が、その競技成績によりエリート A・B に昇格した場合、当初指定されていたユースエリート人数の枠内で、新たなユースエリートを推薦することができる。ただし、ユースエリートとして認定されていた選手が引退等をした場合には、新たなユースエリートを推薦することはできない。

(2) エリート B 推薦として認定されていた選手が、その競技成績によりエリート A・B に昇格した場合、当初指定されていたエリート B 推薦人数の枠内で、新たなエリート B 推薦を選出することができる。ただし、エリート B 推薦として認定されていた選手が引退等をした場合には、新たなエリート B 推薦を選出することはできない。

(3) スタッフについて

エリート B 推薦選手がエリート A 選手に昇格した場合

個人競技の場合の例

昇格前		昇格後	
エリート B <u>推薦</u> 選手	1人	エリート A 選手	1人
エリート B <u>推薦</u> 選手のスタッフ	1人	エリート A 選手のスタッフ	2人
		エリート B <u>推薦</u> 選手	<u>1人</u>
		エリート B <u>推薦</u> 選手のスタッフ	<u>1人</u>

個人競技 (団体種目 (3人)) の場合の例

昇格前		昇格後	
エリート B <u>推薦</u> 選手	2人	エリート A 選手	3人
エリート B <u>推薦</u> 選手のスタッフ	2人	エリート A 選手のスタッフ	1人
		エリート B <u>推薦</u> 選手	<u>2人</u>
		エリート B <u>推薦</u> 選手のスタッフ	<u>2人</u>

チーム競技 (11人) の場合の例

昇格前		昇格後	
エリート B <u>推薦</u> 選手	5人	エリート A 選手	11人
エリート B <u>推薦</u> 選手のスタッフ	5人	エリート A 選手のスタッフ	3人
		エリート B <u>推薦</u> 選手	<u>5人</u>
		エリート B <u>推薦</u> 選手のスタッフ	<u>5人</u>

エリート B 推薦選手がエリート B 選手に昇格した場合も同様の考え方を適用する。

【参考】エリートB選手がエリートA選手に昇格した場合

個人競技の場合の例

昇格前		昇格後	
エリートB選手	1人	エリートA選手	1人
エリートB選手のスタッフ	1人	エリートA選手のスタッフ	2人
		エリートB選手	<u>0人</u>
		エリートB選手のスタッフ	<u>0人</u>

個人競技（団体種目（3人））の場合の例

昇格前		昇格後	
エリートB選手	3人	エリートA選手	3人
エリートB選手のスタッフ	1人	エリートA選手のスタッフ	1人
		エリートB選手	<u>0人</u>
		エリートB選手のスタッフ	<u>0人</u>

チーム競技（11人）の場合の例

昇格前		昇格後	
エリートB選手	11人	エリートA選手	11人
エリートB選手のスタッフ	3人	エリートA選手のスタッフ	3人
		エリートB選手	<u>0人</u>
		エリートB選手のスタッフ	<u>0人</u>

なお、個人競技（団体種目）及びチーム競技の認定の取扱いについては別紙のとおりとする。

別表

団体種目及びチーム競技の認定の取扱い

夏季競技

競技名		種目	構成人数	取扱い
陸上	トラック&フィールド	男子 4 × 100m リレー	4	団体種目
		女子 4 × 100m リレー	4	団体種目
		男子 4 × 400m リレー	4	団体種目
		女子 4 × 400m リレー	4	団体種目
水泳	競泳	男子 4 × 100m リレー	4	団体種目
		女子 4 × 100m リレー	4	団体種目
		男子 4 × 200m リレー	4	団体種目
		女子 4 × 200m リレー	4	団体種目
		男子 4 × 100m メドレーリレー	4	団体種目
		女子 4 × 100m メドレーリレー	4	団体種目
	水球	男子	13	チーム競技
		女子	13	チーム競技
	シンクロナイズドスイミング	チーム	9	チーム競技
サッカー		男子	18	チーム競技
		女子	18	チーム競技
ホッケー		男子ホッケー	16	チーム競技
		女子ホッケー	16	チーム競技
バレーボール	バレーボール	男子バレーボール	12	チーム競技
		女子バレーボール	12	チーム競技
体操	体操競技	男子団体	5	団体種目
		女子団体	5	団体種目
	新体操	女子団体	6	チーム競技
バスケットボール		男子	12	チーム競技
		女子	12	チーム競技
ハンドボール		男子ハンドボール	14	チーム競技
		女子ハンドボール	14	チーム競技
自転車		男子チームスプリント	3	団体種目
		女子チームスプリント	2	団体種目
		男子チームパシュート	4	団体種目
		女子チームパシュート	3	団体種目
卓球		男子チーム	3	団体種目
		女子チーム	3	団体種目
馬術		障害馬術団体	4	団体種目
		馬場馬術団体	3	団体種目
		総合馬術団体	5	団体種目

フェンシング		男子フルーレ団体	3	団体種目
		女子フルーレ団体	3	団体種目
		男子サーブル団体	3	団体種目
		女子エペ団体	3	団体種目
アーチェリー		男子団体	3	団体種目
		女子団体	3	団体種目

冬季競技

競技名		種目	構成人数	取扱い
スキー	クロスカン트리	男子 4 × 10km リレ-	4	団体種目
		女子 4 × 5km リレ-	4	団体種目
	ジャンプ	ラージヒル団体(男子)	4	団体種目
	ノルディック複合	ラージヒル団体(男子)	4	団体種目
スケート	スピード	男子チームパシュート	3	団体種目
		女子チームパシュート	3	団体種目
	フィギュアスケート	団体(混)	6	団体種目
	ショートトラック	男子リレ- 5000m	4	団体種目
		女子リレ- 3000m	4	団体種目
アイスホッケー		男子	23	チームゲーム
		女子	21	チームゲーム
リュージュ		チームリレ-(混)	4	団体種目
カーリング		男子カーリング	5	チームゲーム
		女子カーリング	5	チームゲーム
ハイアスロン		男子 4 × 7.5km リレ-	4	団体種目
		女子 4 × 6km リレ-	4	団体種目
		混合リレ-	4	団体種目

上記取扱いについてはあくまでも原則とし、個別の取扱いについてはNAASHとJOCで協議するものとする。